

## ■平成30年度第8回（第292回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成30年12月27日（木）午後5時05分～午後5時45分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、松本副市長、水道事業管理者、教育長、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、総合政策監、保健福祉局長

【議 題】 （2）さいたま市国民健康保険 赤字解消・削減方針について

### < 提 案 説 明 >

さいたま市国民健康保険 赤字解消・削減方針について、保健福祉局から次のような説明があった。

- ・ 「さいたま市国民健康保険赤字解消・削減方針」について、ご審議をお願いするもの。
- ・ 「これまでの国民健康保険の財政状況」については、国民健康保険事業特別会計の過去5年間の歳入、歳出、また、基金繰入金・法定外一般会計繰入金・繰越金を除く歳入の決算状況をグラフにて示した。例年、歳入が歳出を上回っていたが、その要因は、基金繰入金や法定外一般会計繰入金、繰越金によるもので、それらを除くと歳入が歳出を大きく下回り、実質的な収支は赤字となっている
- ・ 一人当たりの医療費、一人当たりの保険給付費、被保険者数の推移については、被保険者数が、社会保険や後期高齢者医療制度への移行により、年々減少する一方で、一人当たり医療費、保険給付費は年々増加しており、今後もこの傾向は続くものと見込まれる。
- ・ 基金残高・基金繰入金・法定外一般会計繰入金（赤字解消対象分）の推移については、例年、財源不足を基金繰入金と赤字解消対象分の法定外一般会計繰入金によって賄っていたが、都道府県単位化に伴い、持続可能な国民健康保険制度とするため、国及び県から赤字の解消・削減が求められている。
- ・ 国民健康保険は、高齢者や低所得者の割合が高いなど構造的な問題を抱え、厳しい財政状況が続いているため、国は財政支援を拡充するとともに、平成30年度からは都道府県が国保財政運営の責任主体とされた。埼玉県では、「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定しており、この中で赤字市町村は、2023年度（平成35年度）までの6年以内に赤字を解消するという目標が明記されているが、6年間で解消が困難な場合は、市町村の実態も踏まえた年度設定も可能としている。
- ・ 本市では、平成30年度時点では、決算補填目的の法定外一般会計繰入金はないため、定義上、赤字団体ではないが、基金に依存している状況は実質的に赤字であることから、国民健康保険を持続可能な制度とするため、赤字解消・削減方針を作成するものである。

- ・ 解消すべき赤字額の見込みとして、国民健康保険事業費納付金の財源である、保険税、国・県支出金、諸収入、法定一般会計繰入については、被保険者数の減少により、約20.1億円が減少する見込みである
- ・ 一方、納付金については、右の表の被保険者一人当たり納付金額が、医療費等の上昇により、トータルで約4.1億円減にとどまっている。
- ・ この結果、平成30年度は基金繰入金で措置した赤字額13億円に対し、平成31年度要求時点で、約27.9億円に拡大する見込みとなっている。
- ・ 国民健康保険の現状として、被保険者の年齢構成については、64歳以下の被保険者が減少する一方、65歳から74歳までの被保険者は著しく増加している。
- ・ 次に、所得階層別世帯割合については、所得100万円以下の世帯割合が、平成30年度当初賦課の時点では48.3%となり、更に、所得200万円以下の世帯まで広げると、約70%が該当している。
- ・ 被保険者数別世帯所得状況としては、一人世帯が61.67%、二人世帯が27.67%と、二人世帯以下が約90%を占めている。
- ・ 高齢者の単身、若しくは二人世帯で低所得の加入者が多くを占め、今後もこの傾向は続くものと見込まれる。
- ・ 「赤字解消・削減方針」について、一人当たり医療費の増加や現役世代の被保険者数の減少などにより、赤字額は拡大する傾向にあることから、赤字の解消・削減は、現時点での赤字分と今後増加する赤字分を合わせて考慮しなければならない。このため、急激な保険税の負担増に配慮する必要があり、保険税の引き上げは、計画的・段階的に行うべきと考えている。
- ・ ただし、赤字の解消・削減は、税率引き上げありきではなく、まず、(1)医療費及び保険給付の適正化の推進、(2)国民健康保険税収納対策を実施し、これらの取組を行ってもなお解消・削減できない赤字について、(3)適正な保険税率等の設定が必要になると考えている。
- ・ 「赤字解消・削減に向けた取り組み」については、今後も引き続き推進していく。
- ・ 「赤字解消・削減に向けた取り組み」の(3)適正な保険税率等の設定について、限度額を引き上げずに、税率のみ引き上げた場合、限度額の到達者の税額は変わらず、到達しない中間所得層に負担がかかることから、中間所得層の負担緩和のため、限度額を法が定める上限まで引き上げる。
- ・ 次に、被保険者の負担増に配慮しつつ、適正な保険税率の設定を行い、段階的に引き上げ、赤字を解消していく。
- ・ 平成31年度における適正な保険税率等の設定による効果及び影響については、まず、①課税限度額引き上げにより、税収は約1.6億円の増、影響世帯は約4,500世帯で、最も影響を受ける所得階層は、世帯所得1,000万円超の約2,500世帯となる。
- ・ 次に②保険税率の引き上げにより、税収等は約3.3億円の増、影響世帯は約15万7,500世帯となる。
- ・ 適正な保険税率の設定については、本市は、国民健康保険の都道府県単位化を見据え、税率を据え置いてきた中で、赤字と定義される法定外一般会計繰入金が多額であった状況から、県の方針で定める2023年度(平成35年度)までの赤字解消

とした場合、被保険者の負担が多大となり、収納率の低下を招く恐れがある

- ・ また、国民健康保険を持続可能な制度とするためには、赤字解消・削減に取り組む必要があるが、実現可能な取組としなければ意味をなさず、これには、被保険者の負担増を十分に考慮し、現実的な赤字解消期間を考慮して考える必要があると考える。
- ・ さらに、来年度は消費増税も実施され、より被保険者の負担も増えることから、結論として、2026年度までに赤字を解消したいと考えている。
- ・ なお、赤字の補てん財源は、法定外一般会計繰入金、または、国民健康保険財政調整基金からの繰入金となるが、基金を優先的に補てん財源としたいと考えている。なお、平成30年度末の基金残高は約29.5億円の見込となっている。

## < 意見等 >

- ・ 埼玉県が保険者となったが、県内統一の保険料にはならないということか。  
→ 県の方針では、当面は統一しないとのことだった。ただ、次回の計画の中では、統一時期を明示する必要があるのではないかという段階である。  
　　まずはそれぞれの市町村で、赤字を解消するということか。  
→ 赤字が解消できていないと、統一した際、保険税率を大幅に上げなくてはならなくなってしまうため、統一までに赤字を解消すべきであるという考え方だと思う。
- ・ 県内を俯瞰してみると、本市はどちらかというゆるやかに保険税を上昇させていくということか？  
→ そうである。
- ・ 2月議会に条例案を提出しているが、毎年、条例改正していくということか。  
→ そうである。
- ・ 昨年度はほとんどの自治体が、保険税を上げたのか？  
→ 多くの自治体が税率等の見直しを行った。
- ・ 次の計画で県内の税率が統一されたら、金額によっては計画通りにはいなくなる場所も出てくるということか？  
→ 統一されることになれば、当然、計画は見直すこととなると思う。
- ・ 実際に赤字額が更に増えることはあるのか。  
→ 現段階では手堅い数字だが、今後高齢化の進展等によって変動する部分はある。
- ・ 引き上げ税額の伸び幅が年々大きくなっていくというイメージということか。  
→ 均一にあげるという手法もあるが、増額されることが社会に浸透していなく、また消費税増税もある中で急激に上げることは厳しいことから、まずは緩やかに上昇させていきたい。

## < 結果 >

- ・ さいたま市国民健康保険 赤字解消・削減方針については、保健福祉局発議のとおり了承とする。

## < 会議資料 >

(資料) さいたま市国民健康保険 赤字解消・削減方針について